

政令第二百二十四号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十六条第一項及び第二十三条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の五第二項第一号中「距離をこえて」を「時間を超えて」に改め、「又は助手」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。